

市・県民税／国民健康保険料／介護保険料 申告相談を2月15日(木)～3月15日(木)に行います。

市・県民税の申告が必要な人

- 収入がある人
- 平成30年1月1日に市内に住んでおり、前年中に配当、雑、一時などの所得があった人 ※公的年金を除く。
 - 医療費・社会保険料などの控除を受けようとする人
 - 給与所得があり、給与所得以外の所得が20万円以下の人
 - 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得があり、その所得が20万円以下の人

- 収入がない人
- 国民健康保険、介護保険などの被保険者
 - 非課税証明などが必要な人

所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得(営業・農業)、不動産所得がある人
- 土地や建物などの譲渡所得がある人
- 給与所得があり、次のいずれかに当てはまる人
 - 給与収入が2,000万円を超える人
 - 所得の合計(給与所得や退職所得を除く)が20万円を超える人
 - 2カ所以上から給与を受けている人
- 年金受給者で、次のいずれかに当てはまる人
 - 公的年金等の収入が400万円を超える人
 - 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

申告に必要なもの

- 印鑑 ※スタンプ印不可。
- マイナンバーカードか、通知カードと運転免許証などの身分証明書
- 所得の計算に必要な書類
 - 給与や公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - 営業等・農業・不動産所得のある人は収支内訳書・帳簿など ※収支内訳書は事前に作成しておいてください。
 - 個人年金、報酬、配当、一時金などの支払調書・通知書など
 - その他、所得の内訳を証明するもの
- 所得控除を受けるための書類
 - 各種保険料納付済通知書など (国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料納付証明書、任意継続保険料領収証など)
 - 生命保険・地震保険の控除証明書など
 - 寄附した団体から交付を受けた寄附金受領証など
 - 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
 - 医療費控除を受ける人は医療費控除に関する明細書
 - ※事前に控除対象となる総額を計算し、保険金などで補填される額を除いた医療費控除額を計算しておいてください。
 - ※予防接種や健康診断など、治療を目的としていない費用は対象になりません。
 - ※セルフメディケーション税制による特例については、広報おのみち12月号に掲載しています。
- 還付申告の場合、申告者名義の口座番号のわかるもの(預金通帳など)
- e-Taxで申告したことがある人は、利用者識別番号が確認できるもの(「確定申告のお知らせ」のはがきなど)

注意とお願い

■申告期間中、市役所窓口では申告書の提出のみ受け付けます。相談は9頁に掲載の各申告相談会場で行ってください。

■確定申告が必要な人で、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人、繰越損失がある人などは、市の申告相談会場では受け付けられません。税務署で申告してください。

◆関連記事が10頁にあります。



申告には、マイナンバーと本人確認書類が必要です。

申告相談日程・会場

相談時間：[午前] 9:00～12:00 (受付 9:00～11:30)
[午後] 13:00～16:00 (受付13:00～15:30)
※表で指定のある場合を除く。

■尾道総合会場

会場	日程	対象地区	
総合福祉センター	2月	27日(火)	全地域対象 (他の日程・会場で都合の悪い人)
		28日(水)	
	3月	1日(木)	
		2日(金)	
		6日(火)	
		7日(水)	
		8日(木)	
		9日(金)	
		13日(火)	
		14日(水)	
		15日(木)	

■北部会場

会場	日程	対象地区
原田公民館	2月 22日(木) 9:00～12:00	原田町
農村環境改善センター	2月 23日(金)	木ノ庄町、美ノ郷町 ※三成、猪子迫を除く。
御調文化会館	2月 28日(水)	[午前] 大原、公文 [午後] 綾目、山岡
	3月 1日(木)	[午前] 菅、大塔、仁野、平木、大蔵、中原 [午後] 岩根、大町、三郎丸、白太、本
河内公民館	3月 2日(金)	[午前] 津蟹、福井、徳永、丸河南 [午後] 今田、植野、野間、丸門田
御調文化会館	3月 9日(金)	[午前] 大山田、千堂 [午後] 大田、下山田
		[午前] 貝ヶ原 [午後] 神、国守、高尾
	3月 12日(月)	市、江田、釜窪、花尻、平
	13日(火)	上記日程で都合の悪い人
	14日(水)	上記日程で都合の悪い人

■向島会場

会場	日程	対象地区	
サンポール尾道	2月 15日(木)	向東町	
	16日(金)		
(市民センター)向島公民館(むかいしま)	2月	20日(火)	向島町
		21日(水)	
	3月	5日(月)	
		6日(火)	
		7日(水)	
		8日(木)	
		12日(月)	
		13日(火)	
		14日(水)	
		15日(木)	

■東部会場

会場	日程	対象地区
浦崎公民館	2月 19日(月)	浦崎町
	20日(火)	
百島支所	2月 26日(月)	百島町

混雑の状況によっては、その日の相談に応じられない場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。
※なるべく公共交通機関をご利用ください。



■因島会場

会場	日程	対象地区
因島市民会館	2月 14日(水) 9:15～16:00	全地域 (税理士による申告受付) ※次の人は税務署で申告してください。 ・青色申告をする人 ・住宅借入金等特別控除を受ける人 ・土地建物等や株式等の譲渡所得がある人など
中庄公民館	2月 15日(木)	因島中庄町(釜寺、大山、室陣、天権、山口、光水、仁黒鹿浜、青影) 因島鏡浦町、因島外浦町
	2月 16日(金)	因島中庄町(西浦、蘇方、丸池、徳永、新開) 因島大浜町
三庄公民館	2月 19日(月)	因島三庄町(2・3・5・6・7区)
	2月 20日(火)	因島三庄町(1・4・8・9区) 因島椋浦町
重井公民館	3月 5日(月)	因島重井町
*因島総合支所から会場が変わりました。因島市民会館	3月 2日(金)	因島土生町(安郷、荒神、長上、長下、宇和部、平木、塩東、一江ノ内、二江ノ内)
		因島土生町(塩南、塩北、赤上、新生、中央、郷、箱崎)
	3月 7日(水)	因島田熊町(港、本町、中央、須鼻、西浜、金山)
		因島田熊町(竹長、西、中、東)
		上記日程で都合の悪い人
	3月 9日(金)	上記日程で都合の悪い人
	3月 13日(火)	上記日程で都合の悪い人
3月 14日(水)	上記日程で都合の悪い人	
3月 15日(木)	上記日程で都合の悪い人	

■生口島会場

会場	日程	対象地区	
瀬戸田市民会館	2月 9日(金) 9:15～16:00	全地域 (税理士による申告受付) ※次の人は税務署で申告してください。 ・青色申告をする人 ・住宅借入金等特別控除を受ける人 ・土地建物等や株式等の譲渡所得がある人など	
東生口公民館	2月 21日(水) 9:00～12:00	因島原町、因島洲江町	
瀬戸田支所	2月	22日(木)	名荷、林、鹿田原、沢、中野
		23日(金)	瀬戸田、高根、垂水、福田、港
	2月 9:00～12:00	26日(月)	名荷、林、鹿田原、沢、中野
		27日(火)	瀬戸田、高根、垂水、福田、港
		28日(水)	上記日程で都合の悪い人
		28日(水) 9:00～12:00	上記日程で都合の悪い人
	3月	1日(木) 9:00～12:00	上記日程で都合の悪い人
		3月 12日(月) 13:30～16:00	御寺、宮原、荻、田高根

市市民税課(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)